

職員の懲戒処分について

消防職員の不祥事に伴い、下記のとおり処分しましたので公表します。

記

1. 当該職員

仁淀消防組合消防本部
消防士長 30歳代 男性

2. 事実の概要

令和5年12月23日、12月28日、令和6年1月3日に消防署内において当該職員が勤務時間外に同僚の財布から合計2,200円の現金を抜き取った窃盗事件

3. 処分内容(発令日)

停職3箇月(令和6年1月31日)
(同日に本人から依願退職願の提出あり)

4. 処分の根拠

地方公務員法第29条第1項第3項及び同法第33条

5. 管理監督の責任

消防長 組合長による訓告
消防署長・副署長 消防長による訓告

6. 消防長のコメント

地域住民の安心・安全を守る立場にある消防職員がこのような不祥事を起こしたことに深くお詫びいたします。服務規律と公務員倫理の徹底を図り、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

仁淀消防組合消防本部
担当 次長 藤崎
総務課長 筒井
TEL 088-893-3221
FAX 088-893-3225